資料3

令和3年度

第2回特別天然記念物野幌原始林調査委員会

補足資料

令和4年2月4日

目 次

特別天然記念物野幌原始林はどのような森林なのか？

1．野幌原始林が天然記念物になった理由

天然記念物への指定：大正 10 年 3 月 3 日

根拠となる法律：史蹟名勝天然紀念物保存法（大正 8 年（1919 年）に制定）

指定範囲：林業試験場所属試験林のうち天然保存区 3 区
第 1 天然保存区…江別市側の約 92.62ha、現在のトド山口の北側付近
第 2 天然保存区…江別市と北広島市の境界、約 43.71ha、現在の東 7 号線南側付近
第 3 天然保存区…北広島市側の約 184.93ha、北広島市西の里

指定の理由：我国北部の代表的原始林として保存要目、天然記念物に関する部第 1 代表原始林稀有の林相に該当し、保存の要あるに由る。

当時の林況：

「史蹟名勝天然記念物調査報告第十九號」(1) より

- 本森林は石狩の平原に残る唯一広大な原生林にして、平坦な耕作地帯の中に太古以来の原生状態が存在するのは、一大奇観と言える。
- 内部は緩い高低があり、低所は奥深く物静かな渓間を呈している。
- 草木の生育は特に盛んで、森林の樹木は針葉広葉樹類にわたって種類が豊富である。
- 全林を通じてトドマツが最も多く、壮大な純林を成している所がある。
- 広葉樹で大木となるものは、ハリギリ、カツラ、ミズナラ、シナノキ等がある。
- クリ、コナラ、イタヤカエデ、ホオノキ、ミズキ、ベニヤマザクラ、ナナカマド、コシアブラ等が混生する。
- つる性の木や草も多く、のりのき（ツルアジサイ？）、サルナシ、ヤマブドウの類が樹幹の高所に巻き付いている。これに加えて、サルオガセやヒゲゴケその他の地衣類および種々の蘚苔類がその間に散らばっている。
- 林床にはチシマザサが密生し、高さは人の背丈を超え、また巨大なふき（アキタブキ）やその他の種々の草花が群生する花園のような景観となっている所がある。
- 植物景観の変化は主に林内における土地の高低、土壌の湿度、照度によるもので、低所の湿地には広葉樹が多く高所には針葉樹が多い。
- 本森林は、石狩平野に残る代表的な森林として大きな価値をもつため、3 カ所の天然保存区を天然記念物として保存することを希望する。

「野幌の森林」(2) より

- 原始林指定分の蓄積は 1ha あたり 260m3、針葉樹 57%、広葉樹 43%。
- 針葉樹はほとんどがトドマツで、少数のエゾマツとイチイを含む

(1)史蹟名勝天然記念物調査報告第十九號　天然紀念物調査報告　北海道ノ植物ニ關スルモノ．史蹟名勝天然紀念物調査會委員　理學博士　三好學．大正 9 年 10 月（1920）．

(2)野幌の森林-北海道林業試験場と試験林原生林の回想-．舘脇操．北方林業通巻第 234 号（Vol.20 No.9）．社団法人北方林業会．1968

大正 10 年指定当時の林内の様子（史蹟名勝天然記念物調査報告第十九號より）

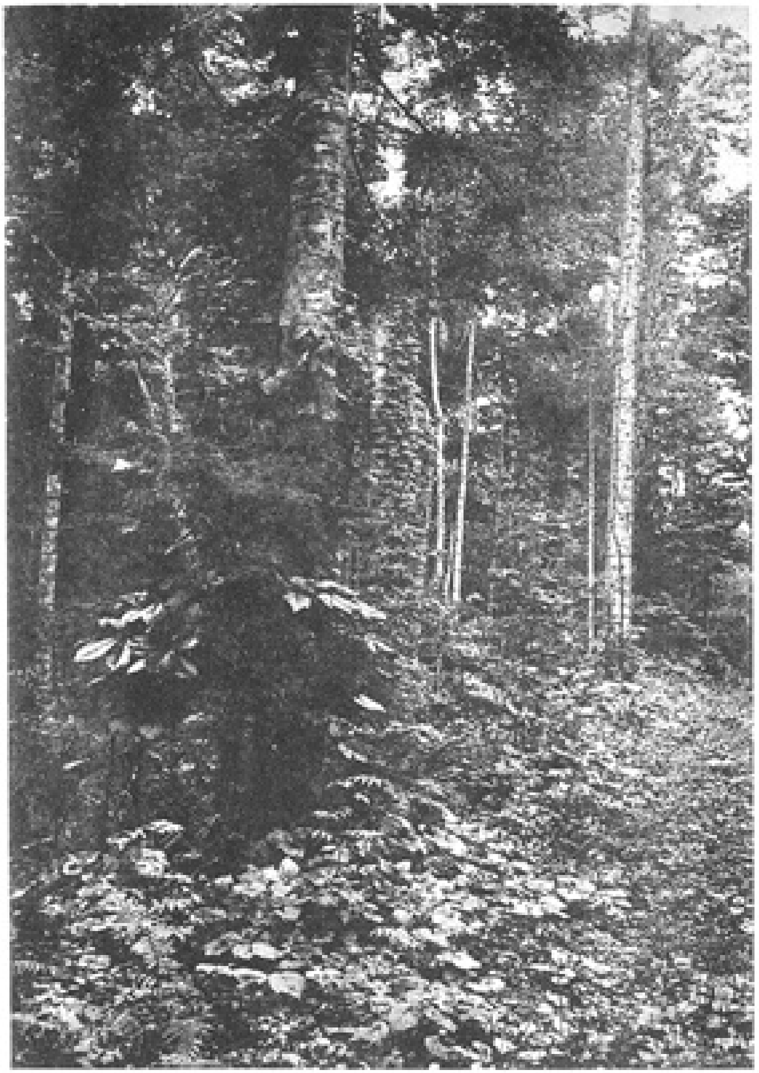

第四圖版　野幌國有林內ノ景觀（四）第一林班ノ一部（高地）

第五圖版　野幌國有林內ノ景觀（五）天然保存區ノ一部

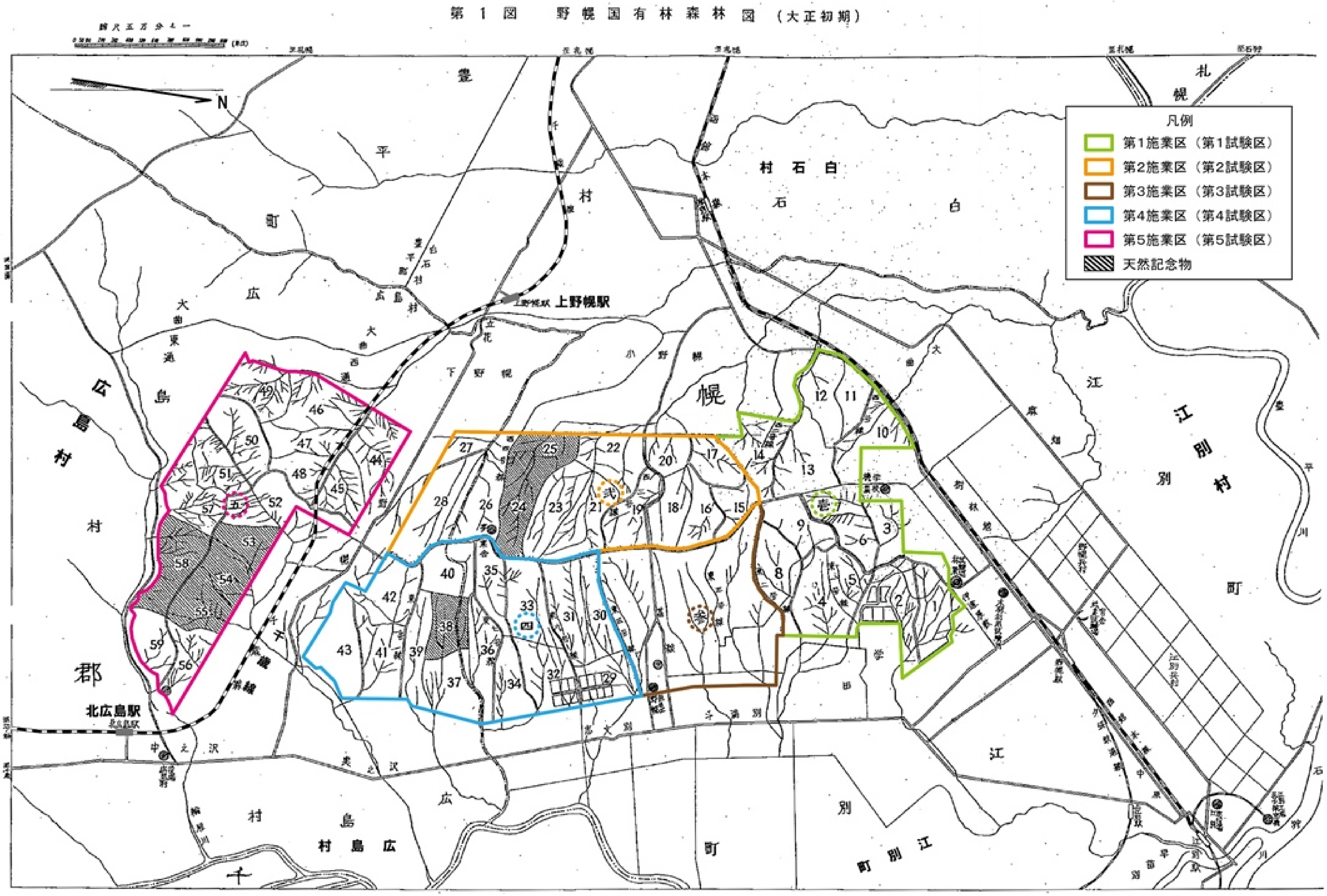

図 1.大正初期の野幌国有林森林図

（出典）「野幌試験地場閉庁記念しおり」の平面図を加工して作成

2.野幌原始林にはなぜトドマツが多いのか？

2.1 トドマツとは

和名：アカトドマツ　学名：*Abies sachalinensis (F.Schmidt) Mast. var. sachalinensis*　科名：マツ科

特徴：常緑樹で樹高 20～30m、太さ 60～80 ㎝。海岸近くにも生えるが山地に多く、広葉樹やエゾマツとの混交林または純林をつくる。

分布：北海道、南千島、サハリン　　用途：建築・器具材、パルプ材、公園樹など

（出典）増補新装版 北海道樹木図鑑．佐藤孝夫．亜璃西社．2017

北海道内での分布：植物社会学ルルベデータベースに基づく植物分布図（PRDB map）(3)より

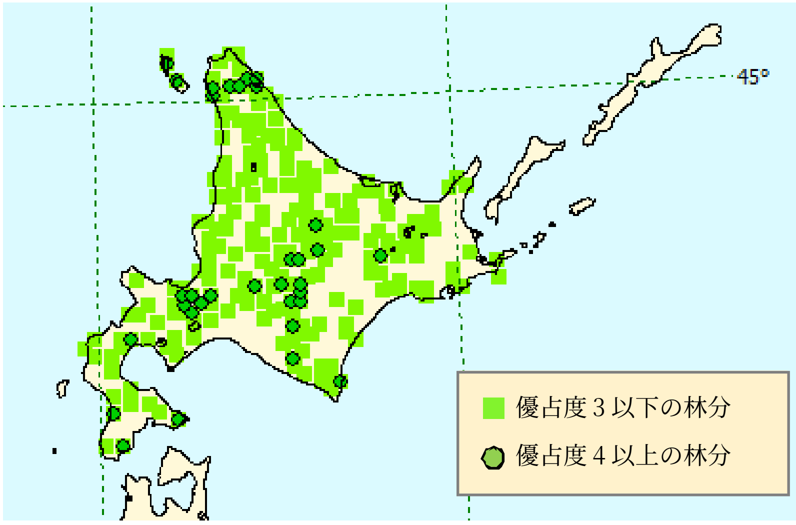

図 2.トドマツの北海道における分布

(3)田中信行・松井哲哉（2007-）PRDB:植物社会学ルルベデータベース，森林総合研究所.

URL: http://www.ffpri.affrc.go.jp/labs/prdb/index.html

http://www.ffpri.affrc.go.jp/labs/prdb/todomatu.html

2.2 文献から見る野幌原始林とトドマツの変遷

次ページに示す空中写真は、昭和 22 年（1947）に米軍により撮影されたもので、野幌国有林は全体的に黒っぽくなっており、針葉樹が国有林全体を覆っていることが伺える。一方、周辺の樹林は国有林のように黒くはなく、比較的明るい色となっている。これは、周辺樹林は国有林ほど針葉樹が多くはなく、落葉広葉樹が優占しているためと考えられる。一つの狭い地域で、このようにはっきりと樹林の構成が異なるのは、人為的な作用が働いていることも一つの要因と推測される。実際、明治の入植期から野幌丘陵の森林は周辺住民によって利用されており、現在も国有林として管理されている。

一方、令和 2 年度および令和 3 年度のトドマツ分布に関する調査において、特別天然記念物指定地のうち、野幌国有林側の既指定地ではトドマツは少なく、広葉樹林へと遷移していることがわかった。

戦後 70 年あまり、“我が国の代表的な原始林で希有な林相”であった野幌原始林は、トドマツが衰退して針広混交林から広葉樹林へと変化している。そこで、野幌国有林に関する明治以降の文献をもとに現在までの変遷について整理し、野幌原始林がなぜ今の姿に変わっていったのかを紐解いてみた。

次々ページ以降に、野幌国有林に関する略歴を示す。

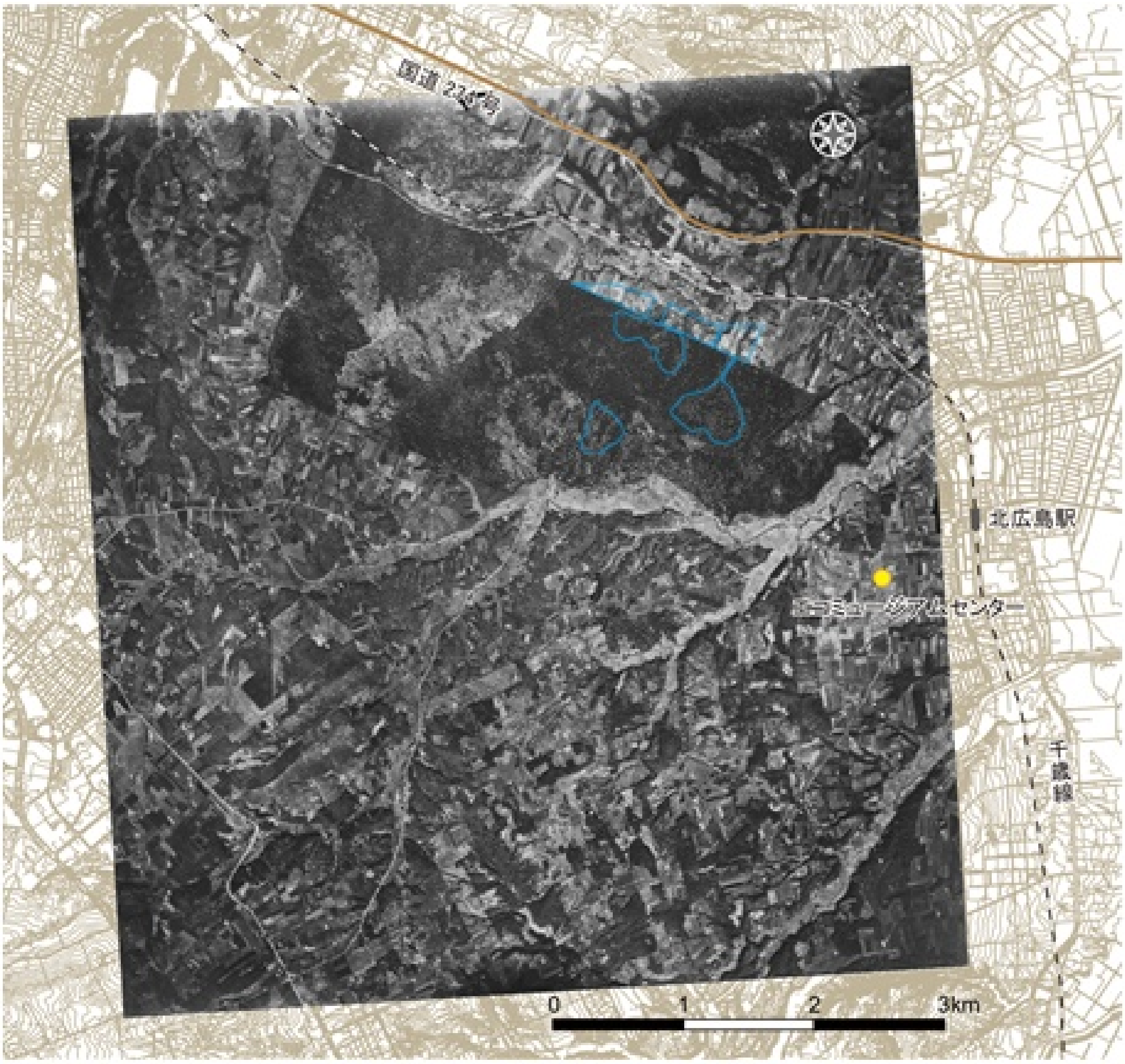

図 3.昭和 22 年（1947）当時の野幌国有林と周辺の様子

（出典）国土地理院航空写真　1947 年米軍撮影　を加工して作成

出来事

明治初期（1868～1894頃）

- “野津幌官林”に指定され、初めての調査が行われる。
  - ・針葉樹：約21%、広葉樹：約80%
  - ・開拓による乱伐で山林が荒廃することを恐れ、道内各所で美林を官林に指定して封鎖し、禁伐林として保存を図る。
  - ・野津幌官林も同様の措置が取られる。
- 広島県より現在の北広島に18戸が入植

  入植者の話：野津幌官林には細いトドマツが密生し、その中に広葉樹の大木が点在していた。

  →トドマツの幼木が多く生えていたと推測される。

明治中期（1895～1907頃）

- 針葉樹の純林に更新するため、造林の手入れ、枯損木の間伐を除き、禁伐林になる（明治28(1895)～明治41(1908)年まで）。
- 野幌官林の除間伐を実施

  トドマツ育成のため、広葉樹の幹に傷をつけて枯らす“巻枯らし”も行われる。

明治末期（1908～1912）

- 野幌国有林が林業試験場附属試験林となり、禁伐解除になる。
  - ・林内を5区分し、択伐、皆伐等の様々な試験が行われる。

大正10年（1921）

- 試験林の天然保存区３区が天然記念物に指定される（図１）。

  第1天然保存区…江別市側の約92.62ha、現在のトド山口の北側付近

  第2天然保存区…江別市と北広島市の境界、約43.71ha、現在の東7号線南側付近

  第3天然保存区…北広島市側の約184.93ha、北広島市西の里

20%

57%

トドマツの変遷

明治初期～中期（1868～1907頃）

- 野津幌官林は札幌に近く、比較的平坦な地形でトドマツが多く生えていたことから、乱伐防止を目的に官林に指定される。
  - ・針葉樹（主にトドマツ）は全体の20%程度
  - ・トドマツの幼木や若木が多かった
- 明治29年（1896）の山火事の記録より、トドマツは広葉樹より細かったことが伺える。
  - ・裏の沢川上流での山火事被害木の直径
  - ・トドマツ：6～18cm　広葉樹：30～60cm
- 野幌官林の北側（江別市側）の林相の大部分はトドマツの純林を形成し、広葉樹はわずかであった。

明治末期（1908～1912頃）

- 広葉樹枯死の目的を概ね達し、明治41年(1908)には、針葉樹の純林になる見込みだった。

明治末期～大正末期（1908～1926）

- 試験林全体を５つの施業区（後に試験区）に分け、北広島側（第５施業区）では、天然更新手法のうち前更更新が行われていた。
- 天然記念物の指定前、東大教授三好學博士による視察が行われ、天然記念物として保存する必要性について報告される。
- 三好博士は現在の江別市側にある林木育種センターから大沢、野幌森林公園中央部あたりまでを視察。
- 博士の報告後、道庁がここぞという場所3カ所を選定して天然記念物になった。
- 天然記念物指定時の針葉樹と広葉樹の割合

  針葉樹：57%　　広葉樹：43%

出来事
昭和11年（1936）
● 台風による風倒被害が発生
風倒木は経済齢75～80年内外のトドマツが多かった。
昭和17年（1942）～昭和21年（1946）
● 戦争用の木材(艦船材)として、長大材を中心とした伐採が行われる。
● 太平洋戦争末期から昭和21年(1946)に、天然記念物指定地も伐採される。
昭和25年（1950）
● 文化財保護法が施行される
大正時代に制定された史蹟名勝天然記念物保存法は廃止となる。
昭和29年（1954）
● 特別天然記念物野幌原始林に指定される。
指定範囲は、大正時代の天然記念物指定範囲と同じ。
● 9月の洞爺丸台風（台風15号）で壊滅的被害を受ける。
●（この年以降）風倒木からの森林害虫発生を防ぐため、伐り出しが行われる。
昭和34年（1959）
● 特別天然記念物の一部指定解除（48,56林班：江別市と北広島市）
昭和37年（1962）
● 特別天然記念物の一部指定解除
（49林班：江別市、59,60,63林班の一部：北広島市）
令和元年（2019）
● 特別天然記念物の追加指定（約20ha）

トドマツの変遷
昭和11年（1936）
● 明治初期からの上木伐採、広葉樹の巻き枯らし、枯損木等の徐間伐により、明治初期には幼木や稚樹であった個体が生長し、台風により倒伏した。
戦争末期～昭和21年（1946）
● 天然記念物指定のうち、伐採により第2試験区（江別市、現在の49林班）のトドマツが姿を消し、第4試験区（江別市と北広島市、現在の48,56林班）も撹乱された。 ● 第5試験区(北広島市)の63林班で伐採が行われる。
昭和48年（1973）
● 舘脇らの調査により、特別天然記念物指定地におけるトドマツの衰退が報告される。
平成2年（1990）
● 石川(1990）による、JR千歳線南側の特別天然記念物指定地のトドマツ枯死が報告される。 ・トドマツの樹齢3グループ(20～40年、60～80年、 100～140年)のうち、枯死木のほとんどが100～140年の範囲に入っていた。 ・寿命(約150年)を迎えたトドマツが枯死。 ● 石川(1994)によると、 ・特別天然記念物に接した調査地では昭和57年 (1982)時点ですでにほとんどのトドマツが枯死し、次世代の稚樹は全く見あたらなかった。 ・洞爺丸台風後に定着したと思われる稚樹が生育している場所もある。 ・トドマツが上層で優勢な時期と落葉広葉樹が優勢な時期が交互にやってきているように見える。

明治 2 年(1869)

・北海道開拓使が置かれ、蝦夷を北海道と称する。

・開拓使による建材伐採が大木から行われる。

明治初期、野幌丘陵の森林は札幌に近く平坦な地形という点で、すでに建材供給の樹林として認識され、無秩序な伐採が行われていたと推測される。

明治 4 年(1871)

・野幌丘陵上の森林が、乱伐防止のため野津幌官林に指定される（図 4 参照)。

明治初頭、野津幌官林の針葉樹（トドマツ、エゾマツ）は全体の 2 割程度で、残りは広葉樹だった。

明治 12 年(1879)

・野津幌官林での初めての調査が実施される（北海道山林史)。

面積：約 5560.63ha

針葉樹：約 21%　広葉樹（雑樹含む)：80%

「椴は全山の五分の一」との記録あり（風土畧記)

・官林での無許可伐採が禁止される。

・和田郁次郎は、広島開墾地が水田で全道に名を馳せることになる功労者。
・農閑期の副業として、椴材の払い下げを受けて伐採し、住民を雇用して製材業を営んだ。

明治 17 年(1884)

・広島県より、和田郁次郎ら 18 戸が現在の北広島市に入植。

・入植者の話。「野津幌官林には細いトドマツが密生し、その中に広葉樹の大木が点在していた。」

明治 23 年(1890)

・御料林に編入される

・入植者のリーダーである広島の和田郁次郎と江別の関屋孫左衛門は、野津幌官林は周辺部落への水源涵養、暴風抑止、乾湿調整の機能を持つことを理解しており、御料林が解除され禁伐が解かれると、周辺部落の存亡に関わると危惧していた。

明治 27 年(1894)

・御料林が解除され、道庁所管の国有林になる。

明治 28 年(1895)

・針葉樹の純林に更新するため、造林等の手入れや間伐、枯損木の除去を除いて禁伐林に指定される。

明治 29 年(1896)

・野幌官林の除間伐が和田郁次郎を責任者として行われる。

・除間伐と併行してトドマツ育成のため、広葉樹の幹に傷をつけて枯らす、“巻枯らし”が行われる。

・裏の沢川上流で、耕地への火入れの際に山火事が発生。

被害木の直径：トドマツ 6～18cm、広葉樹 30～60cm

・当時の多くの広葉樹は価値がないものとされ、針広混交林における林相の改良、針葉樹保育を目的に巻枯らしにより枯死させられていた。
・禁伐林と言っても、針葉樹純林への更新に必要な伐採は行われていた。

明治 32 年(1899)

・野幌官林の札幌、白石、江別、広島への分割払い下げが道庁より示されるものの、和田郁次郎らによる北海道庁長官への払い下げ反対の直訴により取り止めになる。

この頃、野幌官林の中には水田かんがい用の溜池が 120ha ほど作られていた。払い下げにより、樹木が伐採されて水源が枯渇すれば溜池は用をなさず、水田は荒れて農家が困窮する恐れがあった。

明治 36 年(1903)から 39 年(1906)頃

・引き続き間伐事業が行われ、トドマツは全体の 8 分程度にまでなっていた。

・野幌官林の北側（江別側）の林相の大部分はトドマツの純林を形成し、広葉樹はわずかであった。

広葉樹の枯死の目的を概ね達し、明治 41 年（1908）頃には針葉樹の純林になる見込みであった。

図 4.明治 14,15 年頃の官林と境界線を示す図

（出典）北海道大学図書館北方資料データベース

明治 41 年(1908)
・石狩國札幌郡江別村字野幌國有林内に林業試験場が置かれる。
・野幌国有林が林業試験場附属試験林になる。

試験林には北と南に 2 つの団地があり、両方とも比較的緩慢な傾斜で大小多数の渓流を含むものの概して平坦で、周囲の大部分は農耕地だった。

明治 42 年(1909)
・野幌国有林の禁伐が解かれる。
・禁伐解除に伴い各種試験が行われる。
簡易傘伐作業の試験区を設定（トドマツ天然林）
苗畑の造成、造林試験の実施

・14 年間の禁伐林指定が解除され、周辺住民待望のトドマツ払い下げも行われた。
・払い下げられた樹木は薪材などに使われ、当初は一年中十分に払い下げ樹木で賄えるほどだったが、年々その量は減っていった。

大正 8 年(1919)
・史蹟名勝天然紀念物法が制定される。

大正 10 年(1921) 3 月
・試験林の天然保存区が史蹟名勝天然紀念物に指定される。
（図 1 参照）
第一天然保存区：林班番号 24,25、約 92.62ha
（現在のトド山口の北側付近、江別市）
第二天然保存区：林班番号 38、約 43.71ha（現在の東 7 号線の南側付近、北広島市と江別市）
第三天然保存区：林班番号 53,54,55,58、約 184.93ha
（現在の野幌国有林北広島市側）

・原始林指定分の蓄積は 1ha 当り 260 m³で針葉樹 57%、広葉樹 43%。針葉樹はほとんどがトドマツで、少数のエゾマツとイチイを含む。
・東大教授三好学博士は、主として今の林木育種場（林木育種センター北海道育種場）あたりから大沢、そして中央部の間の景観を視察し、天然記念物に指定するべきと報告した。
・三好博士の報告後、道庁がここぞという場所を選定し、3 カ所が天然記念物に指定された。

大正末頃(1925 頃)
・試験林全体が 5 つの施業区に分けられ、北広島側の第 5 施業区では、天然更新の 1 種である前更更新が行われる。
前更更新：元々生えている稚樹を育てて更新を図る方法

・5 つの施業区は、後に試験区と改称された（第 5 施業区→第 5 試験区）。
・江別側の第 1 から第 4 施業地では、択抜や皆伐後の植栽による試験が行われた。
・第 5 施業地での伐採は、枯損木等の除間伐に留めて針葉樹の養生を行っていた？

昭和 11 年(1936)
・台風による風倒被害が全道各地でおこり、野幌国有林では 1,900m³ の風倒木が発生した。
・風倒木は経済齢 75～80 年内外のトドマツが多かった。

明治初期からの上木伐採、広葉樹の巻枯らし、枯損木等の徐間伐によるトドマツ育成の措置により、明治初期には稚樹であった個体が生長していたためと推測される。

昭和 17 年(1942)
・戦争の重要資源である木材需要が増加し、野幌国有林でも艦船材にするための長さ 7m 程度の長大材を中心に江別市側で伐り出される。
・以後、昭和 21 年(1946)頃まで伐採が行われる。

昭和 20 年(1945)
・第 2 次大戦末期に天然記念物指定地の第 2 試験区(江別市)のトドマツが姿を消し、第 4 試験区も撹乱される。

・戦中から戦後にかけて、天然記念物さえも無視する伐採が行われ、原始林としての姿が消えていった。
・北広島側にあった第 5 試験区のうち、59 林班と 60 林班は乱伐から難を逃れた。

昭和 21 年(1946)
・第 5 試験区のうち、現在の 63 林班で伐採が行われる。
・伐採量は 2,000m³

昭和 25 年(1950) 8 月 29 日

・文化財保護法が施行される。

昭和 29 年(1954)

・5 月　旋風により野幌国有林に甚大な被害が出る

・8 月 11 日　従来の史蹟名勝天然紀念物法で指定されていた範囲が、特別天然記念物に指定される。

・9 月 26 日　台風 15 号（洞爺丸台風）により、59，60 林班のトドマツが多数倒壊する。

・戦中戦後に伐採されて散々な姿になっていた第 2 試験区と第 4 試験区も含めて、天然記念物が特別天然記念物に指定された。
・9 月の洞爺丸台風は、室蘭で最大瞬間風速 55.0m/s を記録した風台風だった。
・台風で倒れた木は、森林害虫の発生を防ぐため伐り出しが行われた。

昭和 34 年(1959) 5 月 23 日

・特別天然記念物の一部（江別市と北広島市にまたがる範囲；現在の 48,56 林班）が、指定を解除される。

昭和 37 年(1962) 9 月 18 日

・特別天然記念物の一部（江別市の 49 林班、北広島市の 59,60、63 林班の一部）が指定解除され、野幌国有林にある 59 林班ぬ小班、60 林班は小班および 63 林班は小班（約 41.7ha）が残される。

昭和 43 年(1968)

・松井（1968）により、「トドマツ天然林の本来の姿は、明治初年の森林のように広葉樹 7～8 割、トドマツ 2～3 割といった混交が自然の姿」との報告がされる。

平成 2 年(1990)

・石川（1990）は、野幌原始林を含む国有林での調査結果から、「野幌国有林のトドマツは一斉更新、優占した安定状態、衰退、広葉樹優占を繰り返しているのではないか」と考察した。

他にも下記のように述べている。
・現在は長い時間の経過のうち、トドマツ優占する一断面に過ぎないのではないか。
・トドマツばかりに注目すると、野幌の森林本来の特徴を見逃すのではないか。
・野幌の森林が大切なのは、針広混交林のモザイク構造を維持するメカニズムが、今日までかなり自然の状態で残されてきたことにあると思われる。

平成 16 年(2004) 9 月 5 日

・台風 18 号が北海道に上陸し、道内各地で風倒木が発生する。

・江別市の野幌森林公園において、約 71ha におよぶ風倒被害が発生した。

・洞爺丸台風とほぼ同じ経路をたどり、札幌での最大瞬間風速 50.2m/s を記録。
・洞爺丸台風と同様の風台風だった。

平成 30 年(2018) 9 月 5 日

・台風 21 号により、野幌国有林（江別の野幌森林公園を含む）でも多くの風倒木が発生した。

令和元年(2019) 10 月 16 日

・野幌原始林に約 20ha が追加指定される。

・既存指定地の北側の広葉樹林（二次林)、トドマツ・カラマツ人工林および旧耕作地からなる。

2.3 野幌原始林＝ﾄﾄﾞﾏﾂ は永続的なものなのか？

野幌原始林に関する文献を整理したところ、明治初期の針葉樹率は約 20%程度、残りが広葉樹といった状態で、大正 10 年（1921）の天然記念物指定時や戦後間もないころ（昭和 20 年代前半;1945~1950）のトドマツが優占する状態は、明治時代以降、人の手によってトドマツがあえて残されてきたことが要因であることが分かった。また、野幌の森林は針広混交林が特徴であると言われているが、長い時間の経過の中で針葉樹が安定して優占する時期、衰退する時期、代わって広葉樹が優占する時期をくりかえしてきたのではないか、という考察も行われていた。

現在、野幌原始林ではトドマツが衰退し落葉広葉樹が優占する森林にトドマツが細々と混ざっている状態となっているが、これはトドマツが寿命を迎えたのと同時に、明治時代のように森林施業が行われなくなった結果、トドマツの更新が起こっていないことに起因するものと考えられる。その結果、落葉広葉樹が優占する森林に遷移したのではないだろうか。

野幌原始林といえばトドマツ、というくらいトドマツで名を馳せていたが、これは明治以降 150 年余りの一時期を見ているに過ぎず、野幌原始林＝トドマツという価値観は、えいぞくてきにつづくものではないのではないだろうか。野幌原始林の本質的価値とは、天然記念物指定時の針広混交林を成す“稀有な林相”であるということはもちろんのこと、現在の落葉広葉樹が優占する状態にも価値があるのかもしれない。

野幌原始林＝トドマツと短絡的に考えるだけではなく、落葉広葉樹を含めた広い視点での議論が必要であると考えられる。

2.4 野幌原始林はどのような森林なのか？

これまでの文献整理と考察から、「野幌原始林はどのような森林なのか？」という点について下記にまとめた。今後の本質的価値に関する議論での参考になると思われる。

- 野幌原始林のﾄﾄﾞﾏﾂは、明治以降の森林施業により増やされたもの。
- 明治初期に約 20%程度だったものが、大正 10 年には 57%まで増え、昭和 20 年代前半にはﾄﾄﾞﾏﾂ優占林となっていた。
- 野幌原始林の本来の姿は、明治初期の広葉樹 7～8 割、針葉樹 2～3 割ではないか。
- 戦後、ﾄﾄﾞﾏﾂが寿命を迎えて衰退し落葉広葉樹が優占する森となっているが、それも野幌原始林の姿と言える。
- 野幌原始林の本質的価値を議論する際、ﾄﾄﾞﾏﾂに過度に着目するのではなく、大正 10 年以降、ほぼ手つかずの状態で現在まで残っていることに着目することも大切なのではないか。

3.文献一覧

「風土畧記　第壱號　野津幌官林之部」　地理課山林係．明治 14 年(1881)

「殖民公報第十六號」北海道廳．明治 36 年 9 月（1903.9）

「殖民公報第三十八號」北海道廳．明治 40 年 9 月（1907.9）

「史蹟名勝天然紀念物調査報告第十九號　天然紀念物調査報告　北海道ノ植物ニ關スルモノ」
史蹟名勝天然紀念物調査會委員　理學博士　三好學．内務省．大正 9 年 10 月（1920.9）

「北海道山林史」北海道．昭和 28 年 3 月 30 日（1953.3.30）

「野幌の森林-北海道林業試験場と試験林原生林の回想-」舘脇操．北方林業通巻第 234 号
（Vol.20 No.9）．(社）北方林業会．1968

「野幌原生林 100 年の歩み　施業の推移について」松井善喜．北方林業通巻第 234 号
（Vol.20 No.9）．(社）北方林業会．1968

「野幌原生林 100 年のうら話」井上元則．北方林業通巻第 234 号（Vol.20 No.9）．
(社）北方林業会．1968

「野幌試験地閉庁記念しおり」農林省林業試験場北海道支場．昭和 47 年 5 月（1972.5）

「北海道石狩国野幌森林の植物学的研究」舘脇操・五十嵐恒夫．札幌営林局．昭和 48 年(1973）

「野幌部落史」関矢マリ子．国書刊行会．1974

「野幌の森林、北海道の森林」石川幸男．北海道の自然と生物 3．榧書店．1990.9.3

「都市近郊における自然性の高い森林の保全について-特別天然記念物野幌原始林を例として-」
石川幸男．展望 21 世紀の人と環境．北大環境課科学研究会編．三共出版．1994.3.10

「市制施行記念特集号　研究郷土史北ひろしま」大谷義明．北ひろしま郷土史研究会．
平成 8 年 7 月 12 日（1996.7.12）

「郷土研究北ひろしま　第 10 号〔野幌国有林の 100 年〕」大谷義明．北広島郷土史研究会．
平成 9 年 8 月（1997.8）

文献整理結果（詳細）（1/4）

年代(元号)	年代(西暦)	文献名	内容	トドマツの変遷	備考
明治4	1871	風土畧記	開拓による乱伐で山林が荒廃することを恐れ、道内各所で美林を官林に指定して封鎖し、禁伐林として保存を図る。 ・当時は道路も地図も不備なため、現地踏査はできず遠くからの望見による箇所決めだった。 ・明治8年(1875)に現地確保の打合せが行われ、明治10年(1877)ころから実地踏査が行われた。		
明治7.1月	1874	野幌部落史	開拓使本庁より委員を派遣し、札幌近傍の官林を調査。（林業試験場経緯からの引用）		
明治10	1877	北海道山林史	「山林取締例規」において山林の種別を初めて設ける 官林…官庁が特選した良材または官の植栽に関する森林で、伐採を禁止し永久保存するもの。あるいは社地内（社寺？）等のもの。 公林…一般国有する樹木群生地で官民平等用材を保持する地所。3等に分かれる（林木払下規則）。 一等公林：工作・土木その他すべての官用に供給する山野雑林 二等公林：官庁並びに市街の近傍、道路の左右、河川の源流部および河畔の林木で、1町(約110m)から36町(約3960m)の範囲の伐採は禁止。 その他人民の遊観となるべき雑林。風致・防風・水源涵養等の保安林の性質を具える。 三等公林：一等と二等以外の公林で人民が伐採できる雑林。人民からの申請で伐採可。 官林と公林は国有林に該当し、官林は絶対的な禁伐林、公林は一等公林は官用にのみ伐採可、三等公林は民間による伐採が可能。		
明治10.9月	1877	野幌部落史	現在の野幌国有林の範囲が厚別公林と命名され、枯損木の無料伐採が許可される。		
明治11.9月	1878	野幌部落史	野津幌官林において、人民による伐採が許可される。		
		北海道山林史	厚別公林から野津幌官林に名称が変更される。		
明治11.10月	1878	北海道山林史	「山林原野調査假条例」の発布により、林野調査が行われる。 ・面積と区域は不正確なため、概略調査の域を脱していない。 ・一等官林は、マツ類、スギ・ヒノキ・クワ・ケヤキ・イチイ・カツラ・クリ・コナラ・クルミ・イタヤ・ハリギリ・ヤチダモ等の良樹が森列（連なって並ぶ）し、運輸に都合がよいもの。あるいは、良樹がなくとも土地が運輸に都合がよく将来的に良樹が生育するもの。 ・野津幌官林（野幌官林）を一等官林に指定 ・野津幌官林の林況 「札幌を距る五里、地勢南より北に向かって漸く（やや）低く、平林にして土質可なり。トドマツ・エゾマツ多く、殊に大木あり。その他ヤチダモ・ハンノキ・ハリギリ等あり。近来トドマツを多く伐採し、石狩川を下す。」		
明治12.7月～8月	1879	北海道山林史	野津幌官林での調査を実施 面積：5606.9618町（約55.61km2=5560.63ha） 針葉樹 1,792,350本、広葉樹 1,571,828本、雑樹 5,046,267本　合計 8,410,425本 **針葉樹率：21.3%（全本数あたり）**、32230.7本（km2あたり）、322.3本（haあたり）	野津幌官林全体の 約21%	
明治12.10月	1879	北海道山林史	森林監護假条例（シンリンカンゴカリジョウレイ）　を制定。官林を以下のように区分。許可なしでの伐採を禁止。 一等官林：良樹が森列し、作業の行いやすい森林。 二等官林：良樹が森列していても面積が狭い、または運搬が不便な森林。 三等官林：薪炭用の山およびその他の雑林		
明治14	1881	風土畧記	風土畧記 第壱号 野津幌官林之部　野津幌特選官林 ・概ね樹木が森列し、かつ川の流れの便があるため明治の初めに特選された。 ・伐採を禁じられていたが、人口の増加に伴い（木材）の需要が多くなったため、明治13年(1880)の秋からは、必需なものは伐採を許可している。 ・大樹（大木）は明治の初めに多く伐採され、その当時と今日（明治14年）とでは林相が衰廃しているのを想像すれば、外観は大いに変化している。 ・**椴は全山の5分の1**で、他の良木も同じく5分の1。残りは雑樹。 ・良木には、エンジュ、カツラ、オンコ（イチイ）、エゾマツ、クワ、セン（ハリギリ）等がある。 ・雑樹には、赤ダモ（ハルニレ）、ハンノキ等がある。		
明治17.5	1884	研究　郷土史北ひろしま	**広島県より、和田郁次郎ら18戸が移住**	トドマツの幼木が多く、その中に広葉樹の大木が点々とある状態。	
明治19	1886	北海道山林史	北海道廳が置かれ、森林の管理は道庁管轄になる。		
明治22頃	1889	郷土研究北ひろしま第10号 (平成9.8)	（当時の野幌官林は、）椴松の幼木の中に濶葉樹の大木がポツリポツリと見えるような幼い山林であった。 ・北広島中ノ沢に入殖した黒森佐太郎の談話 「私が開拓に入ったころ（明治17年（1884）頃？）、裏の官林は麻畑のようだった。**細い椴松が密生していて、処々に濶葉樹の大木が立っていた**。それが今では、こんな大木になってしまった。」 ・筆者（大谷義明）の祖母カツの昔話 「すぐ裏山の野幌官林にサキリを切りに入るのです。サキリと云うのは鰊漁で身欠鰊を作るのにそれを干すために使うもので…（略）。**当時の野幌官林は細いトド松がビッシリ密生していて**、サキリを採るのに、太いのを選んで切る程だった。」		
明治23	1890	野幌部落史 北海道山林史	御料林に編入される		
明治25	1892	郷土研究北ひろしま第10号 (平成9.8)	御料林が解除され国有林に再編入される噂を聞いた関屋孫左衛門（北越殖民社）が、御料局長官岩村通俊に「野幌御料林之義ニ付意見書」を提出。 ・御料林であれば、皇室財産として野幌官林が大切に保存されるであろうという思惑からの意見書と思われる。 ・意見書では、以下のように述べられている。野幌官林は石狩原野の丘陵で周辺部落（白石、江別、対雁、北広島）の水理を涵養して暴風を防ぎ、かつ、石狩全域の乾湿度を調和する存在である。 ・もし、この御料林を解除して官林となれば、禁伐採になったとしても様々な口実から分裂払下げとなることは逃れられない。 ・水田で名をはせている白石や広島開墾地は水源を失い、野幌、江別等は暴風乾燥の害を受け殖民（住民）の生業を失うことになる。		

文献整理結果（詳細）（2/4）

年代(元号)	年代(西暦)	文献名	内容	トドマツの変遷	備考
明治27	1894	野幌部落史 北海道山林史	御料林が解除され、道廳（石狩支廳）所管の國有林になる。 「この時代は本道開拓の初頭であつて、森林原野の區分も未だ分からず、苟も農耕適地と目さるる土地は、民間の希望に任せて解除せられ、當局の移民奬勵と相俟つて森林拂下の運動も相當猛烈であつたので、本林の如く、最も近くに札幌を控え、平坦に等しき低丘の美林は、幾度かこれ等運動者の犠牲に供せられんとしたが、よくその危機を脱して、二十八年禁伐林に編入し、その付近一帯の地が、すべて田畑に變つているにもかかわらず、なお水源・防風・風致の保安的要件を具備してその存在を誇る基を成したのである。」P1067		
明治28.2	1895	野幌部落史 殖民公報第38号(明治40.9)	**禁伐林に指定される**（林業試験場経緯を参考） ・針葉樹の純林に更新するため、造林等の手入れや間伐、枯損木の除去を除いて禁伐林に指定した。		
明治29	1896	野幌部落史 野幌原生林100年の歩み 殖民公報第38号(明治40.9) 郷土研究北ひろしま第10号	官林の間伐が**広島村の和田郁次郎を責任者として、同村人たちによって行われる**。ただし、野幌部落（江別側）は除外。 ・トドマツを主とする天然林400町歩（約396.70ha）に対して間伐の手入れ事業を施行した。 ・間伐本数が12.4万本と記されており、1町あたり310本内外の間伐を実施した。（1haあたり約313本の間伐） ・徐、間伐手入と併行して、野幌官林の針広混交林において林相の改良、針葉樹保育の意味で、無価値な暴領広葉樹の老大木にたいし巻枯らし作業が行われた。 ・**広葉樹は樹幹に傷をつけて枯死させ**、付近住民に払下げて薪炭材として供給し、**更新の目的を達成しようとした**。 ・**利用価値のない広葉樹は「巻枯らし」といって立木の根元の皮を故意に剥いで枯らし**、薪材として払下げるなどを行っていた。禁伐林とはいっても、山林を荒廃させるものではなく、保護育成するための伐採が行われ、地元農民の生活を潤してきた。		禁伐期間
明治29.5	1896	郷土研究北ひろしま第10号	明治29年(1895)5月、耕地への火入れの際に野幌官林へ飛び火して国有林で山火事がおこる。 ・場所は、裏の沢川上流（現在の近下家の近く） ・5月9日に発火、16日に鎮火。 ・原因は、耕地への火入れの際に飛び火して延焼したため。 ・被害樹木本数 トドマツ（二寸より六寸まで（約0.06mから0.18m））1,500本、雑木（一尺より二尺まで（約0.3mから0.6m））300本 注：樹木サイズは直径と推測	**トドマツの幼木は** **直径**6〜18**㎝程度**、 広葉樹は30〜60㎝。	
明治30頃		郷土研究北ひろしま第10号	明治12年(1879)には5600町歩（約5553.72ha)あった野津幌官林は、明治30年(1897)頃には約3400町歩（約3371.90ha)まで減少している。 ・官林の裾野部分が次々に開拓地として民間に開放された。 ・トドマツのほとんどは残された丘陵地にあり、解放された民間の土地はほとんどが広葉樹であった。 「現在の国有林を含む野幌願地の密林は椴松を主とした針濶混交林であったが、椴松は丘地の中央部に多く、願地即ち原野との接触面に行くに従って雑木が多くなり、移住者の伐木に当たったものは、赤たも、なら、いたや、白樺、しな、又は湿地のやちだも、はんのき等で、椴松は官林の近傍の割当地に僅か見いだされるのみであった。」（野幌部落史）		野幌部落史P207〜208より 「禁伐期間中であつても濶葉樹の故意の枯損木、或いは椴の倒木（密林とて殊に多い）の拂下物あり、又試験場開場當初に遡る程、用薪材の配當多く、「薪など二十敷もあたつて一年中充分に燃やせた。ところが今は二、三敷しか貰へず、夏の焚料にさへ足らず、風呂を沸かすに漸く間に合ふくらゐだ」、「其の上請負業者の仕事も多く、その方に雇はれていゝ金をとつたが、近頃はさうした冬仕事が少なくなつて、反對に金の入用が年々多くなるので困る」と一様に語つてゐる。 禁伐期間中といっても、広葉樹を巻き枯らした枯損木やトドマツの倒木（密林で多い）の払下げがあり、林業試験場開場の頃は多くの配当があった。しかし、時間の経過とともに払下げの木材が減り、風呂を沸かす程度の配当量になっていった。つまり、巻き枯らし対象の広葉樹が減り、トドマツが生長して倒木も減少したことから、払下げの配当量が減ったと推測される。この当時、広葉樹が減少してトドマツが増加していったことが読み取れる。
明治32.3	1899	郷土研究北ひろしま第10号 研究 郷土史北ひろしま	札幌支庁長より、町村制施行に伴う野幌官林の分割払下げに関する通告が入る。 ・札幌支庁長は、札幌区長並びに総代、及び江別、白石、広島の戸長、総代人を呼び出し次のように通告した。 「戸長制度が改められ、町村制も遠からず施行されることになっている。そこで町村の基本財産として野幌官林を、札幌、白石、江別、広島の隣接する四ケ戸長役場に分割して与える。」 ・札幌区1000町歩（約991.74ha)、江別460町歩（約456.20ha)、広島230町歩（約228.10ha）、白石230町歩（約228.10ha)の配分だった。 ・利益を受ける側の札幌と白石は喜んだが、（不利益を被る）江別、広島の代表は無言で退出した。 ・当時、野幌国有林の中には120haあまりの用水溜池用地を借り受け、25カ所におよぶ溜池が築かれ、800haにも及ぶ水田に灌漑し、更に拡張を続けている時だった。 ・このような野幌国有林を町村財産として分割払下げられ、樹木が伐採されて水源が枯渇すれば、折角作った溜池はその用をなさず、水田はたちまち荒れ果ててしまい、農家にとっては打撃となる。（当時の野幌国有林は、水源涵養林としての機能を果たしていたと考えられる。） ・上記を背景に江別の関屋孫左衛門らによる札幌支庁長への反対陳述が行われ、のちに行われた広島の和田郁次郎による北海道庁園田長官への直訴により分割払下げがとりやめとなる。		
明治35	1902	野幌部落史	札幌林務派出所所管となる		
明治36.2	1903	殖民公報第16号(明治36.9)	明治35年(1902)の大凶作により困窮する野幌官林の付近住民（廣島、白石、江別三村）の救済のため、明治36年2月の積雪の中で間伐事業を施行した。 ・野幌官林は札幌近郊で唯一の美林で、針葉樹（トドマツ）が全林の8分を占め、その他は各種の広葉樹が密生する。 ・天日を遮蔽して（林内が）暗くなるまでに感じられる箇所がいたるところにある。 ・明治29年（1896）以降、累々と間伐事業が行われてきたが、本年（明治36年）においては面積1140町歩（約1130.58ha）に対して間伐を実行した。	野幌官林全体の8分が トドマツで覆われ、 残りは広葉樹だった。	
明治39頃	1906	殖民公報第38号(明治40.9)	・野幌官林は2つの団地が南北に分かれ、北（江別側）は2722町歩（約2699.51ha）、南（北広島側）は782町歩（約775.54ha）となっている。 ・（明治29年（1896）以降の間伐により）野幌官林の北地（江別側）の林相は大部分がトドマツの純林を形成し、広葉樹はわずかに所々に点在するのみ。 ・概ね枯死の目的を達成し、払下げ樹木は年々減少している。明治39年（1906）以降、5,6年の後には薪炭材に払下げられるものはなく、全部針葉樹の純林となる見込みである。	広葉樹の枯死の目 的を概ね達成し、 **明治**39**年**(1906)**か** **ら**5,6**年後**(**明治**41**年** (1911)**頃）には針** **葉樹の純林になる** **見込み。**	
明治41.5	1908	野幌部落史	札幌営林區署所管となる		
明治41.6	1908	野幌部落史	石狩國札幌郡江別村字野幌國有林内に林業試験場を置き、6月1日より開始。		禁伐期間
明治41.11	1908	野幌部落史	林業試験場所属試験林となる		
明治42	1909	野幌部落史 北海道山林史 野幌原生林100年の歩み	訓第六十八號をもって**禁伐林が解かれる**（林業試験場経緯を参考） ・禁伐解除に伴い、各種の試験が行われるようになる。 ・試験林には2つの団地があり、両方とも比較的緩慢な傾斜で大小多数の渓流を含むものの概して平坦で、周囲の大部分は農耕地であった。 ・林相は針葉樹の多い混淆林（混交林）で、樹種はトドマツ・イチイ・ナラ・カツラ・ハリギリ・ヤチダモ・キハダ・カバ・シナノキ・ホオノキ・イタヤカエデ・アサダ・ハルニレ・ハンノキ等が主で、良好だった。 ・北海道の広大な森林を取り扱う上での科学的な裏づけがとなり、特に造林の揺らん時代であったことから、苗畑と人工造林とに重点が置かれていた。 ・天然林については、当時施業上の論点になっていた簡易傘伐作業の試験をトドマツ天然林に設定した。 ・禁伐林解除後、トドマツ素材の払下げ、第3施業区※における外来産と郷土産樹種によるパイロット造林（大正10年までに完了）が行われる。 ※現在の登満別園地周辺。当時は、林業試験場所属試験林を第1施業区から第5施業区まで大別し、そのうち第3施業区では皆伐後に造林試験が行われた。		
大正3	1914	郷土研究北ひろしま第10号	地元部落民に森林防火組合を組織させ、山火の防火に努めさせる。		
大正8	1919	郷土研究北ひろしま第10号	「史蹟名勝天然記念物法」が制定される		

文献整理結果（詳細）（3/4）

年代(元号)	年代(西暦)	文献名	内容	トドマツの変遷	備考
大正10.3	1921	史蹟名勝天然記念物調査報告第19号 (大正9.10)	試験林のうち**3つの天然保存区が史蹟名勝天然記念物に指定**される（総面積324町8反4畝6歩；約322.16ha) ・第一天然保存区（林班番号24, 25：現在のトド山口の北側付近、江別市）、93町3反9畝(約92.62ha) ・第二天然保存区（林班番号38：現在の東7号線の南側付近、北広島市と江別市）、44町7畝26歩(約43.71ha) ・第三天然保存区（林班番号53,54,55,58：現在の野幌国有林北広島市側）、186町4反7畝2歩(約184.93ha) ・当該の原生林は明治41年に総面積3461町歩（約3432.40ha）が林業試験林となり、林内を区分して種種の試験を行っているものの前記の3か所は天然保存区となって、今日（大正9年当時）でも天然状態を保っている。 ・本森林は石狩の平原に残る唯一の広大な原生林であり、平坦な耕作地帯の中にこの様に太古以来の原生状態が存在するのは、一大奇観と言える。 ・林内の植物の種類が豊富なのは、北海道庁嘱託理学士工藤祐舜氏の作った「野幌國有林植物調査報告書」（大正7年印刷）によって明らかで、（中略）本森林は石狩平野に遺存する代表的な森林として大いに価値があるものである。したがって、前記3か所の天然保存区を天然記念物として保存することを希望する。	原始林指定分では、1haあたり**針葉樹**57**%、広葉樹**43**%。針葉樹のほとんどがトドマツ**で、少数のエゾマツとイ	天然記念物指定にあたり三好学博士が実際に見たのは、現在の江別市側の大沢園地周辺と野幌森林公園中央部で、北広島側は見ていないと思われる。三好博士の視察後、天然記念物指定区域は道庁が選定したと読み取れる。
		野幌原生林100年の歩み	・指定の事由は本邦北部の代表的原始林として保存要目”天然記念物中植物に関する部第一代表原始林稀有の林相に該当し、保存の要あるに由る”と記している。 ・（原始林の現地概況）林地にゆるき高低あり、針広混交林にして樹種に富めるも、全林を通じてトドマツもっとも多く、老木が少ない。広葉樹中大木に成れるものはセンノキ、カツラ、ミズナラ、シナノキなどあり、またクリ、コナラ、イタヤカエデ、ホウノキ、ミズキ、エゾヤマザクラ、ナナカマド、コシアブラなども混生する。蔓草多く、ゴトウヅル、ツルアジサイ、ヤマブドウの類樹高の高処まで絡みつき、サルオガセ、その他蘚苔類がその間を集綴する。また、林床には根曲竹密生し、巨大なるフキ、その他種々の花草叢生する処もあって、全く花園の観がある。林内の植生すこぶる豊富である。		
		野幌の森林	・原始林指定分の蓄積は1ha当り260m3で**針葉樹57%、広葉樹43%**で、針葉樹はほとんどトドマツで小数のエゾマツとイチイを含んでいる。 ・大正9年の調査報告第19号(天然記念物調査報告植物之部第2輯-大正14年）で東大教授三好学博士は、主として今の林木育種場（林木育種センター北海道育種場）あたりから大沢、そして中央部の間の景観を報告した。 ・北海道庁は天然記念物指定にあたり、当時の林内でここぞと思われる代表的トドマツを主体とした林を選んで、それにあてた。		
大正末頃	1925頃	郷土研究北ひろしま第10号	「野幌林業試験場案内」より ・⑷ 本林ノ施業方針　当試験林はこれを5個の施業区に分けさらに普通試験区と施業試験区に二分する。第3施業区は普通試験区にして人工造林等の試験設定のため随時調査を行う区域とする。 ・第1、第2、第4、第5施業区は施業試験区にして一定の区割りとし、施業案を編成して主として天然更新法により各種作業種の試験を行う。 ・作業種：第1, 第2, 第4は択抜※1、**第5（北広島）は前更※2**、第3は普通施業区 ※1.森林の天然更新をはかりながら、計画的に用材を伐り出すこと。　※2. 伐採前の稚樹、実生などの待機木を使って更新する天然更新方法。		野幌試験林は全体を5区分(5施業区)に分け、北広島側は第5施業区と呼ばれていた。各区分で施業方法が異なり、第1.2.4施業区では択伐による天然更新を図っていたのに対し、第5施業区は前更更新（もともと生えている樹木の稚樹を育てて更新させる方法）による天然更新が行われていた。このため、第5施業区ではトドマツ等の積極的な伐採は行われず、徐間伐と前更更新を用いた天然更新により、トドマツの純林状態が作られていったのではないかと考えられる。
昭和2	1927	野幌原生林100年のうら話	林業試験場が志分別から西野幌（国道12号線沿い、現在の林木育種センター※）に移転 ※林木育種センター：森林総合研究所林木育種センター北海道支場　(江別市文京台緑町)		
昭和8.1	1933	野幌部落史 野幌試験地閉庁記念しおり	北海道廳告示第一号號にて石狩國札幌郡江別町字野幌國有林内の林業試験場を北海道林業試験場と改称する。 ・北海道林業試験場と改称された		
昭和11.10.3	1936	野幌原生林100年の歩み	大暴風による被害あり ・風速：平均22m/s、瞬間40m超　・風倒木：1,900m3 ・野幌は平地林で下層が硬い埴土で根が浅く、粘土層に入った根は早く生活力を失う。 ・太平洋、日本海からの風は石狩凹地帯を自由に吹走して吹きあたるので、暴風の度ごとに多量の風害を生じる。 ・大正7, 8年には後伐試験地、その他に倒壊が生じている。 ・風害木の年輪を調べると、経済齢75～80年生内外のトドマツが多かった。これらは、ササの開花、枯損跡などに発芽、存続したトドマツ稚幼樹が上木の伐採、広葉樹の巻枯らしや除伐により旺盛に生長するようになり、次第にトドマツの多い混交林に推移したと考える方が無難と思われる。	経済齢75～80年内外のトドマツが多かった。これは、明治初期から上木が伐採されていたこと、広葉樹の巻枯らし、枯損木等の徐・間伐によるトドマツ育成の措置により、明治初期には稚樹であった個体が生長していたためと推測される。	
		野幌原生林100年のうら話	台風による大風倒事件がおこる ・中心示度（中心気圧）720mmの台風が日本をおそい、全道各地に大風倒木を生じさせた。 ・野幌原生林では1,900m3の風倒木が生じ、行幸筋※の道路が風倒木のため通行できなくなった。 ※昭和11年10月7日に昭和天皇の行幸があり、その際に使用された道路。		
昭和17	1942	郷土研究北ひろしま第10号	戦争の重要資源である木材の需要が増加し、野幌国有林が目を付けられる。 ・艦船材に利用するため、長さ6mから7mの長大材を中心に約10,000m3が江別市文京台付近から伐り出される。		
昭和18 昭和19	1943 1944	郷土研究北ひろしま第10号	戦況が苛烈となるに従って伐採は野幌国有林全体にまたがる ・毎年、良木を選りすぐって約27,000m3が伐採された。 ・この伐採は、昭和20年（1945）から21年（1946）にまたがって行われた。		
昭和20	1945	野幌の森林	第2次大戦末期、天然記念物の存在も無視するという驚くべき事態がおこる。 **・天然記念物指定地の第2試験区（第2施業区）のトドマツが姿を消し、第4試験区も攪乱された。**		
昭和20.11	1945	郷土研究北ひろしま第10号	政府が「緊急開拓事業実施要領」を定め、食糧難の打開、引揚者・復員者の就業対策として、国有林、民有林に関わらず山林が解放される。 ・野幌国有林は人家に近く平坦であったため、ほとんどが緊急開拓地として解放され、国有林の全面積3,426haのうち2,198haが開拓地となり、1,228haが残された。		
		野幌原生林100年のうら話	・戦後予算の窮乏と北海道育種場の新設により試験地面積は大幅に圧縮し、202haとなっている。		
昭和21	1946	郷土研究北ひろしま第10号	**第5試験地のうち現在の63林班で伐採が行われる。** ・63林班の伐採量は約2,000m3 ・戦中戦後にかけての乱伐から免れたのは、第5試験地のうち現在の59、60林班だけだった。 大曲に農林省の馬鈴薯原々種農場の設置が決まる ・広島管内の野幌国有林1,256haのうち、260haが農場用地となり、国有林の面積は542haとなる。		
昭和22.5	1947	野幌試験地閉庁記念しおり	林政統一により、農林省林業試験場札幌支場と改称される。		

文献整理結果（詳細）（4/4）

年代(元号)	年代(西暦)	文献名	内容	トドマツの変遷	備考
昭和25	1950	郷土研究北ひろしま第10号	「文化財保護法」が成立する（8月29日施行）		
昭和28.10	1953	野幌試験地閉庁記念しおり	林業試験場北海道支場となり、野幌試験林は580haに縮小される。		
昭和29.5	1954	野幌原生林100年の歩み	施風により野幌国有林に甚大な被害が出る		
昭和29.8.11	1954	郷土研究北ひろしま第10号 野幌の森林	従来の史蹟名勝天然記念物に指定されていた320haが、**「特別天然記念物野幌原始林」に指定される。** 第2次大戦末期に伐採によりトドマツが姿を消した第2試験区と攪乱を受けた第4試験区も含めて、かなり散々になった天然記念物が特別天然記念物に指定された。		
昭和29.9.26	1954	郷土研究北ひろしま第10号	台風15号（洞爺丸台風）により、59、60林班のトドマツ原生林が倒壊 ・風倒木となったトドマツの伐り出しが行われる。（森林害虫の発生を防除するため）		
昭和34.5.23	1959		特別天然記念物の一部指定解除 ・江別市と北広島市にまたがる範囲（第4試験区；現在の48，56林班）		
昭和37.9.18	1962		特別天然記念物の一部指定解除 ・江別市側の範囲（第2試験区；現在の49林班）と北広島市側の範囲（第5試験区；現在の59，60、63林班） ・59林班ぬ小班、60林班は小班および63林班は小班が残り、約41.7haが指定範囲となる		
平成16.9.8	2004		台風18号が北海道の西海上を北上し、道内各地で風倒木が発生する。 ・江別市の野幌森林公園において、約71haにおよぶ風倒被害が発生した。		
平成30.9.5	2018		台風21号が北海道に上陸し、道内各地で風倒被害が発生した。 ・北広島市内でも街路樹が倒れる被害が出た。		